

第 1 1 回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

1 新たな県総合計画について
(2) パブリックコメントの結果

令和 8 年 3 月 2 3 日 (月)

「新しい県総合計画」答申（原案）に関する パブリックコメントの結果について（概要）

1 募集期間：令和8年2月11日（水）から令和8年2月25日（水）まで15日間

2 募集方法：郵送、FAX、Eメール、電子申請・届出サービス

3 結果：81件（28名・団体）

4 主な意見：

【全般】

○計画全体として、「差別化」「インフラへの投資」「多様な人財の活躍」という方向性が分かりやすく示されており、県の目指す姿が明確に伝わってくる内容だと感じた。

【将来構想】

○総合計画は、人口減少の進行や地域課題の深刻化が進むなかで、県の将来像と施策の方向性を示す重要な計画だと思う。計画に掲げる各種施策を着実に推進することにより、県内のどの地域に暮らす方も「活力があり、県民が日本一幸せな県」であることを実感できるような総合計画になることを期待する。

【豊かさ】

○企業誘致や産業振興については、これまでの成果や今後の数値目標が具体的に示されており、取組の継続性が期待される。併せて、県内各地域にその効果が広く行き渡るような視点も今後さらに深めていただきたい。

○海外展開やブランド力強化に向けた取組が体系的に整理されており、今後の展開が期待される。市町村や地域事業者との連携が一層進むことで、地域資源の活用がさらに広がることを期待している。

【安心安全】

○茨城県は、自動車盗や住宅侵入盗といった身近な犯罪が多く、実際の凶悪犯罪は突出して多い県ではないにもかかわらず、治安が悪いイメージが定着しているものと思われる。身近な犯罪件数を減らしていく具体的な施策ももちろんだが「茨城県＝治安が悪い」という体感治安を改善していくことも大事だと思う。

【人財育成】

○人手不足が見込まれる中で、外国人材の確保に取り組むことは必要だと思うが、確保と併せて、共生に向けた地域社会とのルール整備も必要だと思うため、環境整備にも取り組んでいただきたい。

○「人財」の表記について、一般に定着し、総合計画の理念とも整合的な「人材」に改めることをご検討いただきたい。少なくとも、「人財」という表記を使用する場合には、その趣旨や定義を明示していただきたい。

【夢・希望】

○産官学が連携した特色ある教育プログラムの展開や、クリエイティブな企業・人材の集積を図ることで、若者の多様な夢を叶える産業基盤の育成に取り組んでいただきたい。

○DXの推進については、業務効率化や住民サービス向上の観点から大変重要な取組であり、今後、市町村の状況に応じた支援や情報共有が一層進むことを期待している。

【挑戦する県庁】

○活力があり、県民が日本一幸せな県を実現するためには、そこで働く職員も活力があり、日本一幸せな職員であることを目指して良いと思う。人材育成や働き方改革の推進など様々な取り組みをされているかと思うが、より一層力を入れていただければと思う。

「新しい県総合計画」答申（原案）に対する意見募集結果及び意見への対応

【期間】令和8年2月11日から2月25日まで

【応募人数及び意見総数】◆応募人数：28名（個人：19、団体：9） ◆意見総数：81件（個人：46、団体：35）

【第1部 将来構想】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|--|---|
| 1 | 第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ 第1項 時代の潮流 | 若年世代の県外からの人口流入を促すとともに、人口流出を防ぐための取組を強化すべきだと思う。 | 企業誘致をはじめとする質の高い雇用の促進や、本県へのUIJターンと地元就職の促進などを推進することで、人口減少が加速する中でも、国内外から本県が選ばれるように、あらゆる分野で本県の存在感を高めてまいります。 |
| 2 | 第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ 第1項 時代の潮流 第4節 多様性を力に変える社会の進展 | 外国人との共生という概念が成り立たないことは、歴史や現在の世界の状況が証明しており、県内でも外国人人口が10%を超える自治体では、集住化しているものと考えられる。現在の茨城県の不法就労の多さや、技能実習の失踪などからみても外国人との共生ができないのは明らかであり、狭い国土であり、減少した人口で対応していくことを考えるべきであるため、時代の潮流における以下の部分を削除してもらいたい。 ・第1部 第1章 第1項 第4節 多様性を力に変える社会の進展 文中、「外国人材や女性の活躍などの広がり、働き手不足の解消・緩和のみならず、社会に多様な視点や価値観をもたらす、イノベーションを生み出す原動力となります。また、多様な背景を持つ人々が互いに尊重し合い、共に活躍できる社会づくりは、地域の活力を高め、持続可能な発展を支える重要な要素となります。」及び「本県においても、県内在住の外国人が社会のルールのもと、地域社会に溶け込み、安心して働き、暮らせる環境づくりや、女性が活躍できる環境整備・意識改革を進めるとともに、就労をはじめ様々な分野での障害者の活躍を促進するなど、多様な人々が共に支え合い、地域の発展に貢献できる社会を目指していく必要があります。」 | 新しい県総合計画におきましては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジを続けていくため、特に重点的に進める3つの取組の1つに、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げております。 その実現に向けては、社会経済活動の担い手として期待される外国人の活躍は欠かせないものであることから、新たな政策として「外国人財に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」を位置付け、外国人が共に活躍できる就労環境の充実や、外国人が共に安心して生活できる環境の充実に取り組んでまいります。 このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |
| 3 | 第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ 第1項 時代の潮流 第7節 多様な価値観が存在する社会における「幸福」の追求 | 「いばらき幸福度指標」について、国の指標の一つとして活用されている「well-being指標」との関係性や相違点についても触れていただきたい。 | 国では、個人の生活満足度などを「ウェルビーイング」と定義しているのに対し、本県では、「県民一人ひとりが未来に希望を持つことができ、自身のなりたい自分像に向かって一歩でも二歩でも近づいていけるよう、挑戦を続けられること」を幸せと考え、県民の皆様が幸せを実感できる環境づくりを推進しております。 このような考えに基づき、いばらき幸福度指標につきましても、県民の皆様が挑戦を続けられる環境の整備・充実状況を把握する観点から指標を選定し、政府統計などのデータを分析の上、全国での立ち位置の確認や今後の政策課題の明確化を図っているところです。 |
| 4 | 第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ 第2項 茨城のテンシャルの更なる発現・磨き上げ 第1節 都市的な生活と豊かな自然を活かした茨城ならではの発展へ | 外国人を含めた人口の社会増加数が全国上位で推移しているとのことであるが、単に、不法就労外国人、失踪技能実習生などが増えただけではないかと考えており、以下の記述については削除してもらいたい。 ・第1部 第1章 第2項 第1節 都市的な生活と豊かな自然を活かした茨城ならではの発展へ 「これまでの主な成果」における「外国人を含めた人口の社会増加数が全国上位で推移 → 東京都や大阪府などの大都市圏に次ぐ社会増が定着」 | 新しい県総合計画におきましては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジを続けていくため、特に重点的に進める3つの取組の1つに、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げております。 その実現に向けては、社会経済活動の担い手として期待される外国人の活躍は欠かせないものであることから、新たな政策として「外国人財に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」を位置付け、外国人が共に活躍できる就労環境の充実や、外国人が共に安心して生活できる環境の充実に取り組んでまいります。 このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|--|---|
| 5 | <p>第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ</p> <p>第2項 茨城のポテンシャルの更なる発現・磨き上げ</p> <p>第4節 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進<鉄道></p> | <p>J Rでは、常磐線と上野東京ラインを通じて羽田空港にアクセスする「羽田空港アクセス新線」が施工開始されているが、今後の茨城空港と羽田空港の在り方についてはいかがか。</p> <p>通勤通学ラッシュ時のT Xの混雑が深刻化しているが、東京圏へのアクセス改善対策をどのように講じていくのか。また、T X土浦延伸に向けた今後の課題について、人口の見通しや、T X・常磐線沿線市町村との連携策はどのように進めるのか。</p> | <p>茨城空港は、首都圏第3の空港として、茨城のみならず、羽田・成田空港とともに日本の国際・国内航空需要に対応する空港を目指してまいります。</p> <p>東京圏へのアクセス改善に資するT Xの混雑解消につきましては、現在、首都圏新都市鉄道(株)において8両編成化事業を進めており、2030年代前半にサービス開始を予定しております。</p> <p>また、T X土浦延伸につきましては、次期交通政策審議会の答申に位置づけられることを目指し、関係者との調整に向け、延伸の影響を踏まえた人口の見通しを含む効果分析、採算性の更なる向上に向けた効果計測、事業費の削減や精度向上を目的とした測量や概略的な設計調査を実施してまいります。そのような取組に加え、T X・常磐線沿線市町村と連携して情報発信を行い、延伸に向けた機運醸成に努めます。</p> |
| 6 | <p>第3章 茨城の将来像</p> <p>第1項 基本理念</p> | <p>総合計画は、人口減少の進行や地域課題の深刻化が進むなかで、県の将来像と施策の方向性を示す重要な計画だと思ふ。計画に掲げる各種施策を着実に推進することにより、県内のどの地域に暮らす方も「活力があり、県民が日本一幸せな県」であることを実感できるような総合計画になることを期待する。</p> | <p>総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するためには、ご指摘のとおり、計画に掲げた政策を着実に実行していくことが重要であると認識しております。</p> <p>県内のどの地域にお住まいの方も豊かさや安心を実感できるよう、計画で掲げた政策を着実に推進し、基本理念の実現を目指してまいります。</p> |
| 7 | <p>第3章 茨城の将来像</p> <p>第2項 茨城のグランドデザイン (2050年頃)</p> <p>(1) 茨城の将来像</p> <p><豊かで経済力のある社会></p> <p>○「差別化」による茨城ブランドの確立と、世界における存在感の高まり</p> | <p>常陸牛や常陸の輝き、常陸秋そばやほしいも、メロン等、多くの食材がブランド食材として挙げられているが、各自治体や一部地域でのみ生産されている地域ブランドも多数ある。</p> <p>「常陸国」の名を冠した新たなブランドを創出とあることから、様々な農産物に目を向け、生産者や各自治体と連携して取り組んでいただきたい。</p> | <p>特色ある農林水産物の新ブランド化、ブランド力向上及び販路拡大のため、品質向上や生産拡大を図るとともに、食材フェアの開催や高級レストランへの売り込みなど、戦略的な営業活動に取り組みますが、その際、生産者や各市町村とも連携してまいります。</p> |
| 8 | <p>第3章 茨城の将来像</p> <p>第2項 茨城のグランドデザイン (2050年頃)</p> <p>(1) 茨城の将来像</p> <p><安心安全につながる生活基盤></p> | <p>「県南圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案」において、水と緑のネットワークの構築は、主要な課題として位置付けられている。この方針と整合性を保つために、水と緑のネットワークの構築の項目を生活基盤として追加すべきであることから、以下の項目を追加してはどうか。</p> <p>また、土浦市宍塚の里山とその周辺は、県南を代表する生物多様性の高い地域であり、筑波山から霞ヶ浦へと連なる「緑と水の骨格軸」の中核に位置し、多様な動植物の生息・移動を支えている。さらに、常磐広域連携軸と首都圏環状広域連携軸に位置する場所でもあり、生態系の分断リスクが極めて高い。宍塚の里山を交通と緑のネットワークが交差する要衝として位置づけ、都市開発の適切な抑制と自然環境の重点的な保全を進める必要があることから、宍塚の里山の保全の重要性を鑑みた水と緑のネットワークの図とすべき。</p> <p>第1部 第3章 第2項 茨城のグランドデザイン (2050年頃)</p> <p>(1) 茨城の将来像</p> <p><安心安全につながる生活基盤></p> <p>○ 水と緑のネットワークの構築</p> <p>茨城県内の広域的な自然的環境の骨格を形成する山地、緑地、河川、湖沼、海岸等をネットワーク化し、連続的な生態系や景観の形成を図るとともに、県民のレクリエーションや憩いの場となる自然的環境を「水の軸」、「緑の軸」を定め、「水と緑の骨格軸」「海浜軸」「河川軸」を県土の主要軸として体系的に保全・創出していきます。</p> | <p>新しい県総合計画では、ご意見に関連する取組を、政策5「自然環境の保全・再生」をはじめ、各施策内に位置付けており、県全体として総合的に推進していくこととしております。</p> <p>このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|--|--|
| 9 | 第3章 茨城の将来像 第2項 茨城のグランドデザイン (2050年頃) 2050年頃の茨城の姿 | 「2050年頃の茨城の姿」について、(仮)北関東北部横断道路と、(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路の構想路線としての記載(〇〇〇)が消えているが、茨城県としては構想から外すという認識でよろしいか。 産業や誘客等の活性化に繋がるであろう広域道路網の強化、インフラ整備には大いに期待しており、実現や取組等の記載を盛り込んでいただきたい。 | 新しい県総合計画におきましては、構想路線のうち、既存道路の機能強化を進めている路線について、「構想路線」(〇〇表記)から「主な幹線道路」(実線表記)に変更したところであり、引き続き整備を進めてまいります。 |
| 10 | 第3章 茨城の将来像 第3項 地域づくりの基本方向 | 人口減少や地域活性化への対応にあたっては、県内各市町村の人口動態や抱える課題の違いを踏まえた施策の推進を期待する。すでに「過疎地域」またはそれに準じる状況にある市町村と、人口が横ばいまたは増加している都市部とでは、必要となる施策が大きく異なってくると思われ、それぞれの地域特性に応じた支援をお願いしたい。 | 地域づくりは、地域が自主的・主体的に考えていくことが最も重要であるため、引き続き、市町村はもとより国や民間企業等と緊密な連携を図り、目指すべき方向性や危機感等を共有して取り組んでまいります。 過疎地域も含め、それぞれの地域の特性をしっかりと捉え、各地域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じ、分野横断・地域連携・産業間連携により持続可能な地域づくりを進めてまいります。 |
| 11 | 第3章 茨城の将来像 第3項 地域づくりの基本方向 第3節 地域区分毎の基本方向 県北地域 目指す将来像 ○地域の特性や強みを活かした産業振興と雇用創出 | 地域区分で見た際、県北地域の高齢化率が特に進んでおり、人口減少も歯止めがかかっていない。事業承継されず空き店舗も増え、利活用も課題になっていることから、政策2 施策(2)の主な取組⑤にある「地域商工業の維持・活性化」のための施策を含め、積極的に取り組んでいただきたい。 | ご意見につきましては、「政策2 新産業育成と中小企業等の成長」の「施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成」における主な取組⑤に記載のとおり、地域商工業の維持・活性化のため、M&Aの手法を活用した事業承継や中長期的な経営計画等の促進により、新規ビジネスの創出や国内外の販路開拓を支援してまいります。 |
| 12 | 第3章 茨城の将来像 第3項 地域づくりの基本方向 第3節 地域区分毎の基本方向 県南地域 目指す将来像 ○産業と自然の共生による新たな交流の拡大 | 県南地域における人口の推移については、他地域と比して施策の展開により高い水準で移行することが想定される。目指す将来像において、「定住促進が図られています」とあるが、他地域と同様の表現であり、差別化した表現としてもよいのではないかと。 | 県は、地域の自主的・主体的な取組に対して広域的な立場から支援等を行うものであり、「定住促進」につきましても、特定の地域に限定した将来像を示すのではなく、県内各地域の特性に応じた取組を幅広く後押ししていくこととしております。 このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、今後も各地域における施策展開等と連携した取組を進めてまいります。 |

【第2部 計画推進の基本方針】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--------------------------|---|---|
| 13 | 5 目標実現に向けた政策の効果検証・改善の徹底 | 計画全般について、「進捗はどうか」「なぜ、できないのか」「では、どうする」といったことを繰り返し議論していくことが肝要である。 | 新しい県総合計画の着実な推進に向けて、「第2部 計画推進の基本方針」に位置付けているとおり、PDCAサイクルを確実に回して、目標実現に向けた政策の効果検証・改善を徹底してまいります。 |
| 14 | クローズアップ ～県北振興「チャレンジプラン」～ | 高萩市の大心苑跡地を活用すべく、大江戸温泉物語や星野リゾートの誘致実現に向けて取り組んでほしい。また、取組にあたり、高萩市と緊密に連携して、財務省や国土交通省などの各省庁に対して県から財政支援を要請してほしい。 | 「大心苑跡地」は民間事業者が所有する土地であることを踏まえ、ご意見につきましては、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。 |

【第3部 基本計画】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|---|---|
| 15 | 第1章 基本的な考え方 「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジ | 計画全体として、「差別化」「インフラへの投資」「多様な人財の活躍」という方向性が分かりやすく示されており、県の目指す姿が明確に伝わってくる内容だと感じた。 | 「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジを続けていくため、新しい県総合計画においては、4つのチャレンジを進化させるとともに、その上で、特に重点的に進める3つの取組として、本県ならではの魅力と価値を創出するための「差別化」や、将来の発展を見据えた「インフラへの投資」に加え、「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げ、これらの取組を強力に推進してまいります。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|--|--|
| 16 | 第1章 基本的な考え方 「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジ | 「政策15 外国「人材」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」を削除してもらいたい。 | 新しい県総合計画におきましては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジを続けていくため、特に重点的に進める3つの取組の1つに、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて「多様な人材が活躍できる社会の実現」を掲げております。 その実現に向けては、社会経済活動の担い手として外国人の活躍は欠かせないものであることから、新たな政策として「外国人材に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」を位置付け、外国人が共に活躍できる就労環境の充実や、外国人が共に安心して生活できる環境の充実に取り組んでまいります。 このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |
| 17 | 第1章 基本的な考え方 政策・施策を展開する4つの視点 | 人口減少対策や地方創生の推進にあたっては、県と市町村が連携して取り組んでいくことが重要であると考えます。地方創生に関連する交付金や支援制度の情報提供・活用支援、圏域単位での広域的なプロジェクトの企画、成功事例やノウハウの共有・横展開など、広域的な視点からの支援を期待する。 | 新しい県総合計画につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づく本県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、引き続き、人口減少対策や地方創生を一体的かつ着実に推進してまいります。 |

【第3部 基本計画 I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|--|---|
| 18 | 政策1 質の高い雇用の創出 | 企業誘致や産業振興については、これまでの成果や今後の数値目標が具体的に示されており、取組の継続性が期待される。併せて、県内各地域にその効果が広く行き渡るような視点も今後さらに深めていただきたい。 | ご意見につきましては、「政策1 質の高い雇用の創出」の「施策（2）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化」における主な取組①に記載のとおり、引き続き、誘致活動を積極的に展開してまいります。また、立地企業と既存企業とのシナジー効果の創出にも取り組んでまいります。 |
| 19 | 政策1 質の高い雇用の創出 施策（1）戦略的な企業誘致 政策4 世界に飛躍する茨城 施策（1）世界に広がるIBARAKIブランド | 引き続き、企業誘致や県産品の海外販路拡大に取り組んでいただきたい。 | ご意見につきましては、「政策1 質の高い雇用の創出」の「施策（1）戦略的な企業誘致」における主な取組①や、「政策4 世界に飛躍する茨城」の「施策（1）世界に広がるIBARAKIブランド」における主な取組②に記載のとおり、企業誘致や県産品の海外販路拡大に引き続き取り組んでまいります。 |
| 20 | 政策1 質の高い雇用の創出 施策（2）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化 | 工場立地の更なる推進について、県外企業立地件数が8年連続で全国第1位、工場立地面積も全国第1位というこれまでの企業誘致の多大な実績は、素晴らしい成果であると思う。 今後も、「質の高い雇用の創出」に向けた取組を進めていくためには、本県の立地優位性や独自の優遇制度を最大限に活用し、若者が働きたいと考える成長産業の拠点や、本社機能・研究拠点などの戦略的な立地推進を引き続き力強く進めていただきたい。 | ご意見につきましては、「政策1 質の高い雇用の創出」の「施策（2）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化」における主な取組①に記載のとおり、本県の強みである東京への近接性や充実した広域交通ネットワーク、補助金等の各種優遇制度等を発信するなど、誘致活動を積極的に展開し、質の高い雇用の創出に取り組んでまいります。 |
| 21 | 政策1 質の高い雇用の創出 施策（2）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化 | 全国トップの県外企業立地件数を維持していただくとともに、未分譲が残る工業団地への誘致にも取り組んでいただきたい。 | ご意見につきましては、「政策1 質の高い雇用の創出」の「施策（2）新たな産業用地の確保及び企業立地の加速化」における主な取組①に記載のとおり、工業団地への企業立地を推進するため、本県の強みである東京への近接性や充実した広域交通ネットワーク、補助金等の各種優遇制度等を発信するなど、誘致活動を積極的に展開してまいります。 |
| 22 | 政策1 質の高い雇用の創出 施策（3）産業を支える人材の育成・確保 | 合同就職説明会等の開催や人材マッチングの促進について、就活生や求職者向けの取組は当然重要だが、そもそも茨城県の企業の知名度向上を図ることも重要と思う。 また、企業自体は知っていても「この企業が茨城県の企業である」と知らなかった」という声を聞くこともある。将来の就職先の選択肢として茨城県を考えてもらうためには、就活生に限らず、広く「茨城県の企業であること」をより知ってもらう必要があると思う。 | ご意見につきましては、「政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城」の「施策（2）若者を呼び込む茨城づくり」における主な取組②において、いただいたご意見と同趣旨の取組を記載しており、今後も取組を進めてまいります。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|---|---|
| 23 | 政策1 質の高い雇用の創出 施策(3) 産業を支える人材の育成・確保 | 優秀で日本が好きで外国人は、おのずと来ており、また、アジア諸国の給与水準の高さを考えると、優秀な外国人は来ないことから、以下の取組については削除してもらいたい。 ・政策1 施策(3) 主な取組⑤ 「産業を支える高度なスキルを持つ優秀な外国人財を確保するため、海外の教育機関や県内大学等との連携や情報発信により、県内就職を促進します。」 | 優秀な外国人財から選ばれるためには、給与水準だけでなく総合的な就労環境の充実とその継続的な情報発信が重要であり、産業を支える人材確保に向けて当該取組は不可欠であるため、計画(案)の当該部分の修正はいたしませんでしたが、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。 |
| 24 | 政策2 新産業育成と中小企業等の成長 施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成 | 農産物や加工食品の輸出実績が8年間で約24倍に増加したとのことだが、農業や食品加工以外の産業分野で、本県産業の基盤であるものづくり産業の県内企業の新分野への進出支援や、工業製品の輸出促進など、海外展開支援もさらに強化するなど、優れた技術や製品を有する県内のものづくり企業の成長支援についても取り組んでいただくと地域産業の活性化につながっていくと考える。 | ご意見につきましては、「政策2 新産業育成と中小企業等の成長」の「施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成」における主な取組③や⑧に記載のとおり、競争力のある製品や高い技術力を有する企業の海外展開を推進するため、官民連携の強化やビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを支援してまいります。 |
| 25 | 政策2 新産業育成と中小企業等の成長 施策(2) 活力ある中小企業・小規模事業者の育成 | 中小企業の人手不足は、非正規職員の確保が難しい面があると思う。特に県南地域では、時給の高い東京都や千葉県働き口に入手を取られてしまい、また、主婦層のパート職員は、時間帯によっては飲食店、小売店のピーク時に退勤せざるを得ないなどの状況で、局地的な人手不足の原因として考えられる。中小企業に関しては、非正規職員の雇用環境改善も重要だと思う。 | 賃金の地域間格差を是正するためにも、県内中小企業等の持続的な賃上げに向けた支援に取り組んでまいります。 |
| 26 | 政策3 強い農林水産業 | 農林水産業の振興については、成長産業化に向けた力強い方針が示されており、地域の実情に応じた取組が今後さらに展開されることで、現場の担い手の意欲向上にもつながるものとする。 | ご意見につきましては、農林水産業の成長産業化に向けて、参考とさせていただきます。 |
| 27 | 政策3 強い農林水産業 今後の課題 | 政策3「強い農林水産業」における今後の課題の中に、経営者マインドを備えた人材育成・確保とあるが、これは本当に必要だと思う。農業経営の多くは家族経営から脱却できておらず、全体的にみて経営者マインドが低いように感じる。経営者マインドを備えた人材育成に取り組むことで、強い農業経営だけでなく雇用の創出にも繋がると思うので、ぜひ強力に推進して欲しい。 | ご意見につきましては、「政策3 強い農林水産業」の「施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり」における主な取組⑤に記載のとおり、経営者マインドを備えた人材を育成・確保するため、関係機関や先進経営者等と連携した人材育成の体制整備に取り組むとともに、異業種企業等の参入を促進するほか、経営の発展段階に応じた学びの場の提供等に取り組んでまいります。 |
| 28 | 政策4 世界に飛躍する茨城 | 海外展開やブランド力強化に向けた取組が体系的に整理されており、今後の展開が期待される。市町村や地域事業者との連携が一層進むことで、地域資源の活用がさらに広がることを期待している。 | ご意見につきましては、「政策4 世界に飛躍する茨城」の「施策(1) 世界に広がる I B A R A K I ブランド」における主な取組⑤に記載のとおり、本県の魅力を世界へ広めるため、本県の多様な地域・観光資源について、海外メディアでの情報発信やSNSを活用したデジタルマーケティング等に取り組んでまいります。その際には、市町村等との連携を図ってまいります。 |
| 29 | 政策5 自然環境の保全・再生 | 脱炭素や循環型社会の形成など、長期的視点に立った取組が示されており、将来世代につながる重要な施策であると感じた。地域の理解や協力を得ながら進めていく視点が今後も重要になると考える。 | 脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて、家庭や事業所が取り組む省エネルギー対策、県民への「3R」に関する意識啓発等に取り組んでまいります。その際には、地域の理解や協力を得て、取組を進めてまいります。 |
| 30 | 政策5 自然環境の保全・再生 施策(1) 循環型社会の形成 | 脱炭素化や再生エネルギーの有効活用が行われ二酸化炭素排出量を削減したとしても、削減した数値のみが成果となり、目的である気温上昇の抑制に結びついていない。日陰を作る樹木や地表の高温乾燥化を抑制する草地や湿地といった自然環境を消失する活動を続けると、気温の上昇は必至である。 そこで、循環型社会の形成の中に、高木を含む緑被率の設定や湿地・草地の保全を加えることを提案する。 | 県では、県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、目標を達成するため、各部門・分野ごとに、取組方針等を定めており、森林吸収源対策として、森林整備の推進や公園・緑地等の整備などを図ることとしております。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|--|--|
| 31 | 政策5 自然環境の保全・再生 施策(2) 湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全 | <p>生物多様性の保全は喫緊の課題であることから、「茨城県の生物多様性戦略」の位置づけを総合計画において、明確にすべきである。</p> <p>生物多様性保全に、「ネイチャーポジティブ」「自然共生サイト」は、大きな貢献をするものとされていることから、「ネイチャーポジティブ」「自然共生サイト」を総合計画の中で明確に位置づけるべきである。</p> <p>また、具体的な施策として、最も身近な自然である里山の保全に積極的な姿勢を示すべきであり、主な取組③について、以下のように下線部を追加してはどうか。</p> <p>・政策5 施策(2) 主な取組③ 「茨城の生物多様性戦略」、「アクションプラン2025-2034」を基に、より実効性のある生物多様性保全に努めます。すなわち、生物多様性の負(損失)の流れを止めて正(回復)に反転させるネイチャーポジティブを推進し、生物多様性の保全のため、県民への普及啓発、様々な主体による生物多様性に配慮した取組への支援、希少種の保護対策、特定外来生物の駆除及び県立自然公園等の拡充・整備等に取り組みます。また、自然共生サイト(30by30)の推進、里山、雑木林、谷津田、ため池などの身近な里山の自然環境を保全し、生物多様性の維持、向上を図ります。</p> | <p>ご意見につきましては、「政策5 自然環境の保全・再生」の「施策(2) 湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全」における主な取組③に記載のとおり、最近問題となっている希少種の保護対策や、特定外来生物の駆除などを記載の上、生物多様性の保全に取り組んでまいります。</p> <p>このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 32 | 政策5 自然環境の保全・再生 施策(2) 湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全 | <p>我が国は、第6次「生物多様性国家戦略2023-2030」において、ネイチャーポジティブの実現を目指しているが、総合計画において、「豊かな自然」という言葉が出てくるものの、利用することだけが触れられており、自然環境や生物多様性を一方的に奪取することがないよう、持続可能な利用をする姿勢は具体的に示されていない。</p> <p>現状維持の保全だけでなく、これまでに損なわれたものを取り戻す再生及び回復に向けた取組を付け加えることを望む。特に、県南の自然環境と生物多様性の劣化は急速に進んでおり、観光や経済資源性の高い県北ばかりでなく、県全体での早急な再生と回復への指針と取組をお願いしたい。</p> | <p>ご意見につきましては、「政策5 自然環境の保全・再生」の「施策(2) 湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全」における主な取組③に記載のとおり、最近問題となっている希少種の保護対策や、特定外来生物の駆除などを記載の上、生物多様性の保全に取り組んでまいります。</p> <p>このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 33 | 政策5 自然環境の保全・再生 施策(2) 湖沼の水質浄化と身近な自然環境の保全 | <p>コロナ禍を経て、若い母親などは、「食」や「地域」など、地に足のついた生活への関心が高まっており、茨城県は身近な自然に親しみながら生活していく暮らしが可能である。</p> <p>T Xの延伸や観光誘客といった外部依存・開発型の政策よりも、地域内で衣食住が循環する仕組みづくりや、自然や里山を守る人々を大切にすることを取り込んでいただきたい。</p> | <p>ご意見をいただきました、地域内で衣食住が循環する仕事づくりや、自然や里山を守る人々を大切にすることを、本県が「選ばれる」地域となるための要素のひとつと考えます。</p> <p>一方で、本県が直面する急激な人口減少社会を乗り越え、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくためには、地域内での循環を図るだけでなく、国内外から多くの人々や投資を惹きつけ、新たな活力を生み出すことが不可欠となります。</p> <p>このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 34 | 政策5 自然環境の保全・再生 | <p>「自然を活用した社会問題解決策の推進(NbS:Nature-based Solutions)」は、気候変動や防災などの多く社会的課題を解決するための手段として、国の重要課題として位置付けられており、自然の豊かな茨城県でこそ、その活用は大きな成果を得ることができるものと考え、以下の項目を施策に追加すべき。</p> <p>施策(3) 自然を活用した社会問題解決策の推進(NbS:Nature-based Solutions)</p> <p>自然環境の保全は、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの社会課題解決に貢献する側面を有するものがあります。そこで、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)や、生態系を活用した気候変動適応策(EbA)など、健全な自然生態系が有する諸機能を活かして、諸社会課題の解決を図ります。</p> | <p>健全な自然生態系が有する機能を活かして多様な社会課題の解決を図るNbSの概念につきましては、比較的新しい概念であり、県民の皆様にとってまだ馴染みが薄い側面がございます。</p> <p>このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、今後の参考とさせていただきます。</p> |

【第3部 基本計画 II 「新しい安心安全」へのチャレンジ】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|--|--|
| 35 | 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策(1) 地域における保健・医療・介護提供体制の充実 | 県立中央病院の建て替えに伴う今後の病院再編について検討していく中で、公的病院間での機能再編の対象に水府病院（国家公務員共済組合連合会）も加えるべきではないか。 | 水戸保健医療圏の病院再編につきましては、急性期機能を担う同規模の病院が多数競合し、機能分化や連携がうまく図られていないといった課題がある中で、県央・県北地域の高度急性期機能を担う医療提供体制を将来にわたり構築していくために、集約が必要な機能を持つ6病院の間で協議を進めております。 |
| 36 | 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策 | 政策6「施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策」の主な取組③において「地域医療支援センターによる修学生医師等のキャリア形成支援、研修体制の充実及び情報発信等により、医師の養成、定着及び地域偏在の是正に向けた総合的な対策に取り組む」とあるが、茨城県における修学資金のほか、各市町村でも独自で修学資金を貸与しているが、市町村単位でキャリア形成を考えた場合、義務を果たしながらキャリア形成を支援していくには限界がある。 今後の課題にも記載のある「多角的な視点による医師の確保」を考えたときに、市町村の修学資金貸与者も含めた医師のキャリア形成を県において支援していく必要があると感じる。 | 市町村が実施する修学資金については、従事義務年数や勤務先医療機関など、市町村それぞれの考えの下に制度設計しているものです。そのため、制度設計にあたり市町村から相談があった場合には、県においても必要な助言を行ってまいります。 また、県が実施している修学生向けイベントには、市町村の修学生にも参加を呼びかけ、茨城県の医療への理解増進や医療関係者とのネットワークづくり等の機会として活用いただいております。 |
| 37 | 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策 | 茨城県では、人口10万対医師数が全国平均より大幅に少ないが、その要因のひとつとして、県内において医学部・医学科を持つ大学が、国立の筑波大学医学群医学類のみしかないということが挙げられると思う。 大学進学を要因に出身地に戻らないことが多く、他県の大学に進学してそのまま他県の病院に勤務することが想定される。そのため、県内の医学部・医学科を持つ大学の設置を県として取り組むことによって県内勤務の医師が増加し、医師不足解消に繋がると思う。 | 県としては、これまで国に対し規制緩和等を要望してまいりましたが、国の大学設置認可の方針において医科大学の新設は原則認められておらず、実現は極めて困難な状況にあります。 一方、県では、地域枠等の修学資金貸与制度により、将来県内で勤務する医師を、毎年度、医科大学1校分に相当する100名程度養成しており、引き続き、こうした取組を着実に進め、医師の確保に努めてまいります。 |
| 38 | 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策(2) 医療人材・福祉人材確保対策 | 外国人の介護士を増やしても、単に日本人職員の負担が増えることから、以下の取組については削除してもらいたい。 ・政策6 施策(2) 主な取組⑧ 「福祉人材の確保や定着を図るため、外国人等の多様な人材の受入れ及び見守り機器・ICT機器の導入による業務負担の軽減を促進し、働きやすい魅力ある職場づくりを推進するとともに、生成AIなどの最先端技術の活用促進について検討します。」 | 介護分野では、生産性向上や国内人材確保に取り組んでもなお、令和10年度に全国で16万700人の介護人材が不足すると見込まれており、国では、この人手不足に対応するため、外国人材を受け入れる方針としております。 新しい県総合計画におきましても、特に重点的に進める3つの取組の1つに「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げており、その実現に向けては、外国人の活躍は欠かせないものであることから、計画(案)は原案どおりとさせていただきますが、今後事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |
| 39 | 政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 政策10 災害・危機に強い県づくり | 防災・減災や医療・福祉分野については、県の広域的な視点と市町村の地域密着の取組が相互に補完し合うことが重要であると感じた。計画を通じて、こうした連携がより円滑に進むことを期待している。 | 計画に掲げた政策を推進するうえでは、多様な主体との連携のもと取組を進めることが重要であり、防災・減災、医療及び福祉分野について、住民に身近な基礎的自治体である市町村など関係機関と連携しながら取り組んでまいります。 |
| 40 | 政策9 安心して暮らせる社会 これまで(2018~2025)の成果 | 政策9「安心して暮らせる社会」における「これまで(2018~2025)の成果」として、「動物愛護の普及・啓発の推進により、犬猫殺処分ゼロを達成」したことについては評価する。 一方で、犬猫の飼育管理が疎かな者もあり、狂犬病予防接種の状況の精査や、散歩時のモラル欠如も見られるので、引き続き動物愛護や適正飼育の啓発活動を徹底的に行ってもらいたい。 | ご意見につきましては、「政策9 安心して暮らせる社会」の「施策(2) 安心な暮らしの確保」における主な取組④に記載のとおり、引き続き動物の適正飼養及び飼い主のマナー向上等の啓発活動に取り組んでまいります。 |
| 41 | 政策9 安心して暮らせる社会 施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 | 政策9「施策(1) 地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上」の主な取組②及び③については、境町、常陸太田市などですでに自動運転の取組を進めていることから、デジタル技術の一端として「自動運転」にも触れていただきたい。 | 新しい県総合計画では、ご意見に関連する取り組みを、「政策20 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち」の「施策(1) 未来の交通ネットワークの整備」における主な取組⑥において、地域関係者の共創、自動運転などのデジタル技術の実装「交通DX」、車両の電動化「交通GX」を3本柱とした、地域交通の「リ・デザイン」の推進において、自動運転の社会実装を総合的に推進していくこととしています。 このため、計画(案)の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|---|--|
| 42 | 政策9 安心して暮らせる社会 施策(1)地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上 | 健康者による困難を抱える人に対する譲り合いがなく、健康な高齢者や若年女性、保護者が乗降場や駐車場、鉄道バスの優先枠の大半を使用しており、ルールやモラルの低下が要因である。優先枠自体が市町村立小中学校に設置されておらず、学校での課外授業による差があるほか、保護者の認識も低い。 | ご意見につきましては参考とさせていただきます、優先枠(いばらき障害者等利用駐車場利用証制度)の理解促進につきましては、県公式SNSや県広報誌、ラジオといった媒体を通して、引き続き周知を行ってまいります。 |
| 43 | 政策9 安心して暮らせる社会 施策(3)犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり | 政策9 施策(3)主な取組③については賛成する。 「地域住民の安心安全を確保するため、匿名・流動型犯罪グループ、暴力団、外国人犯罪組織等を社会から根絶する取組を推進するとともに、外国人の不法就労・不法滞在の取締りを強化します。」 | 貴重なご意見として承り、今後の各種取組の参考とさせていただきます。 |
| 44 | 政策9 安心して暮らせる社会 施策(3)犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり | 茨城県は、自動車盗や住宅侵入盗といった身近な犯罪が多く、実際の凶悪犯罪は突出して多い県ではないにもかかわらず、治安が悪いイメージが定着しているものと思われる。身近な犯罪件数を減らしていく具体的な施策ももちろんだが「茨城県＝治安が悪い」という体感治安を改善していくことも大事だと思う。 | ご意見につきましては、「政策9 安心して暮らせる社会」の「施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり」における主な取組⑤に記載のとおり、住宅侵入窃盗・自動車盗・金属盗・農作物盗難等の身近な犯罪から県民の生活を守るため、情報発信や防犯活動の強化のほか、自動車や金属類を取り扱うヤードの実態解明、盗品を買い取る悪質な事業者への取締り、緊急配備支援システム等を活用した検挙活動を推進し、犯罪の起きにくい社会づくりを実現することにより、体感治安の改善に取り組んでまいります。 |
| 45 | 政策9 安心して暮らせる社会 施策(3)犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり 主な取組⑩ | 交通への影響が多くなってきており、維持管理にあたり除草より道路の樹木の剪定・伐採を最優先すべき。 また、住宅からの樹木や植栽の越境に関する条例を制定する必要があると考える。 | 県が管理しております道路敷に生育している樹木については、枝の張り出しや倒木の恐れなど安全な通行の支障となる場合は、枝の剪定や伐採を適宜実施しております。 また、住宅からの樹木や植栽が道路へ越境した場合には、民法第717条および道路法第43条を根拠として土地所有者へ伐採・枝払いを依頼し、交通に支障があるときは道路管理者が自ら除去しているところですが、いただいたご意見は、今後の道路管理の参考とさせていただきます。 |
| 46 | 政策10 災害・危機に強い県づくり これまで(2018~2025)の成果 | 県は「田んぼダム」整備の促進や全ての県管理河川を対象とした浸水想定区域図の早期作成を掲げているが、現場の実態を踏まえた更なる対応が必要である。 具体的には、牛久沼の越水に起因する地盤調査を行う必要があるのではないかと。また、県指定外の河川や農業用排水路では、長期間堆積物が放置されている箇所があるため、改良区へ調査を依頼する必要がある。さらに、「田んぼダム」の取組状況についても、農林水産部において実態調査を行う必要がある。 | 牛久沼につきましては、堤防の沈下状況を把握したうえで現在対策を進めているところです。また、堤防高さの管理については、定量的かつ継続的に把握し、必要な対策を講じてまいります。 また、農業用排水路の管理については、各施設管理者が行うものであることから、適正な管理を行うよう周知してまいります。 さらに、田んぼダムの取組については、市町村を通じて取組状況の調査を行っており、引き続き市町村と連携して取組を推進してまいります。 |
| 47 | 政策10 災害・危機に強い県づくり これまで(2018~2025)の成果 | 「クーリングシェルター」について、大・小規模店舗における県指定施設の増加や、特に県施設での指定について検討してもらいたい。 | クーリングシェルターは、改正気候変動適応法に基づき、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定することとなっております。 市町村では、県有施設を含む庁舎や公民館、図書館などの公共施設に加え、ショッピングモール、理容店、薬局などの民間施設を指定しております。 県としては、県有施設や民間施設の指定拡充に向け、引き続き市町村に対して働きかけを行ってまいります。 |
| 48 | 政策10 災害・危機に強い県づくり 施策(1)災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化 | 茨城県は地震の多い県であることから、総合計画において、地震について触れるべきではないかと。 東日本大震災を経験した県であり、震災後の実績から、今後の対策をどうするか、国土交通省や気象庁とどのような連携を行うのかなど、具体的な施策をぜひ計画として入れていただきたい。 | 新しい県総合計画においても、政策10「災害・危機に強い県づくり」において、災害への主な対策を位置付けております。 このうち、災害時にける正確な情報収集・伝達や災害時の医療提供体制の構築、避難所の生活環境の確保などの大部分の取組が、地震を含めた様々な自然災害への対策として国や市町村など関係機関と連携のもと推進する取組となります。 なお、災害としては、主に地震、津波、豪雨、洪水、土砂崩れ、暴風、豪雪、高潮などを想定しております。 |
| 49 | 政策10 災害・危機に強い県づくり 施策(1)災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化 | 花貫ダム本体の老朽化に伴う解体と新設工事や、花貫ダム下流域の増水対策としての草木や泥岩除去工事について、県から国土交通省に要望してほしい。 | ご意見につきましては、「政策10 災害・危機に強い県づくり」の「施策(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化」における主な取組⑥に記載のとおり、災害時においても公共建築物等の機能を維持できるよう、適切な老朽化対策に取り組むこととしております。 また、河川の適切な維持管理を行うとともに、流域のあらゆる関係者と協働して、ハード・ソフトが一体となった流域治水対策を推進してまいります。 |

【第3部 基本計画 Ⅲ「新しい人財育成」へのチャレンジ】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|--|--|
| 50 | 第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり Ⅲ「新しい人財育成」 | <p>「人材」の「材」には、「才能のある人物」や「原料となるもの」という意味があるため、「人材」とは、単なる労働力ではなく、「県民というチームの一員となって県の価値をともに創造していく、才能ある人物」と捉えることができる。このため、「人材」という言葉は、県の総合計画が掲げる理念や方向性にも十分に合致しているものと考えられる。</p> <p>一方で、「財」という字は、一般に金銭的・経済的価値を強く想起させる漢字であり、総合計画において経済的成長のみを想起させる表記は、計画の基本理念との間に齟齬があるように感じる。また、「人財」という表現は、一般的に広く定着しているものではない。</p> <p>以上の理由から、総合計画における表記は、一般に定着し、総合計画の理念とも整合的な「人材」に改めることをご検討いただきたい。少なくとも、「人財」という表記を使用する場合には、その趣旨や定義を明示していただきたい。</p> | <p>これまで、県の総合計画では「新しい人財育成」をはじめとする4つのチャレンジを掲げ、計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に取り組んでまいりました。</p> <p>そのような中、「人財」の表記につきましては、これからの茨城を担う子どもたちや、本県の社会経済活動に貢献し、多様な活力の源泉となる外国人の方々などを例に捉えながら表記してきたところです。</p> <p>また、新しい県総合計画の答申（原案）においても、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げ、新しい県総合計画の着実な推進を通じて、その実現に向け強力に取り組んでいくこととしております。</p> <p>このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 51 | 第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり Ⅲ「新しい人財育成」 | <p>チャレンジⅢ「新しい人財育成」における以下の記述は削除していただきたい。</p> <p>「政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」 優秀な外国「人財」の確保・育成を進めるとともに、外国人が地域社会に溶け込み、共に成長する社会づくりを進めます。 (1) 外国「人財」が共に活躍できる就労環境の充実 (2) 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実</p> | <p>新しい県総合計画におきましては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジを続けていくため、特に重点的に進める3つの取組の1つに、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げております。</p> <p>その実現に向けては、社会経済活動の担い手として期待される外国人の活躍は欠かせないものであることから、新たな政策として「外国人財に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」を位置付け、外国人が共に活躍できる就労環境の充実や、外国人が共に安心して生活できる環境の充実に取り組んでまいります。</p> <p>このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 52 | 政策11 次世代を担う「人財」 施策（1）「生きる力」をはぐくむ教育の推進 | <p>自然体験を通じての学びであるため、自然そのものを大切にすることも教育目標として掲げるべきであることから、主な取組④について、下線部を追加してはどうか。</p> <p>・政策11 施策（1）主な取組④ 豊かな心をもった人財を育成するため、社会・自然体験活動や学校教育全体を通して、他者を思いやる心や生命、自然を大切にする倫理観などを学ぶことができる環境づくりや授業づくりに、体系的かつ継続的に取り組まします。</p> | <p>ご意見につきましては、「政策11 次世代を担う「人財」」の「施策（1）「生きる力」をはぐくむ教育の推進」における主な取組④に記載のとおり、「生命を大切にする倫理観などを学ぶことができる環境づくりや授業づくり」にご意見の趣旨が含まれております。</p> <p>このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 53 | 政策12 魅力ある教育環境 施策（1）魅力と特色ある学校づくり | <p>神栖地域では大学進学を見据えた生徒は、市外または県外に通学する生徒が多く、通学時間の増加などの日常的な不便が発生している。</p> <p>大学進学を積極的に目指す進学校の設置は、市内の生徒の親にとっては重要なニーズとなっているが、新たな学校の設置は難しいという現状も理解はしている。</p> <p>そうした中で、県全体として同じような環境にある地域において、既存の県立高校内に新たな学科を設けて、大学進学に積極的な生徒を受け入れる体制づくりを目指していく取組を推進していただきたい。</p> | <p>ご意見につきましては、「政策12 魅力ある教育環境」の「施策（1）魅力と特色ある学校づくり」における主な取組①に、地域のニーズに応じた学校・学科の設置についても記載しており、計画（案）につきましては、原案どおりとさせていただきますが、今後、魅力と特色ある学校づくりに取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 54 | 政策12 魅力ある教育環境 施策（2）次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり | <p>不登校対策は、学校復帰だけでなく、児童生徒が学びたいと思った時に学べる、多様な学びの機会を保障することを明記すべきである。</p> <p>また、単に相談体制ではなく、フリースクールの充実などの実効性のある体制がとられるべきであることから、主な取組②について、以下のよう に下線部を追加し、取消線部分を削除してはどうか。</p> <p>・政策12 施策（2）主な取組② 児童生徒の不登校、ひきこもり、いじめ等の未然防止と適切な対応、支援、多様な学びの保障を行うため、関係機関等との連携強化及び総合的、継続的な相談体制の充実に取り組まします。</p> | <p>ご意見をいただきました「多様な学びの保障」につきましては、現在取り組んでいる支援の一つとして含有されていると考え、計画（案）の当該部分につきましては、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>また、「単に相談体制ではなく、フリースクールの充実などの実効性のある体制がとられるべき」とのご意見を踏まえ、「政策12 魅力ある教育環境」の「施策（1）魅力と特色ある学校づくり」における主な取組②については、「支援体制」と文言を修正しております。</p> |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|---|---|
| 55 | 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県 施策（1）結婚・妊娠・出産の希望がかなう社会づくり | 少子化は深刻な問題であり、子どもは茨城県だけでなく日本の未来を担う宝だと思う。そのような中、「日本一、子どもを産み育てやすい県」を目指すのは素晴らしいことだと思うが、あまりその実感が無い。とても良い政策目標だと思うので、取り組み内容の更なるブラッシュアップ等に取り組んでいただきたい。 | ご意見につきましては、「結婚支援事業による成婚数」、「妊娠・出産について満足している者の割合」、「放課後児童クラブの待機児童数」など、政策分野ごとの具体的な数値目標を立て、「日本一、子どもを産み育てやすい県」の実現を目指すこととしているため、計画（案）につきましては原案どおりとさせていただきますが、今後も出産・子育て等に係る各種事業にしっかりと取り組んでまいります。 |
| 56 | 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県 施策（2）安心して子どもを育てられる社会づくり | 県西地区では、夜間等に育児用品を手に入れられる施設が非常に少なく、困っていらっしゃる方々が多く見られる。また、地域の保育所は従来型の施設がほぼすべてであり、土日夜間、そして圧倒的に病児の保育施設が少なく、出産を機に他地域に転居する方も見られる。 人財育成に当たっては、保育士あるいは病児保育に関わる看護師を育成する施設の整備や、子供用品（おむつなど）をある程度定期的に買える商業施設等の拡充が必要ではないか。 また、常総市においては、小児輪番救急の対応も手薄であり、他地域に移動しなければ救急外来もなかなか受けられない状況にある。 | ご意見につきましては、「政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県」の「施策（2）安心して子どもを育てられる社会づくり」における主な取組②及び④に記載のとおり、安心して子育てできる環境づくりのため、預かり保育や病児・病後児保育等を推進し、また、幼児教育や保育を担う人材を確保するため、職員の処遇と労働環境の改善や経験年数等に応じた体系的な研修の実施に取り組むほか、若者に向けた保育の魅力発信や潜在保育士の再就職支援に取り組んでまいります。 また、人口減少・少子高齢化により医療を取り巻く環境が急速に変化していく中で、小児医療体制を維持していくためには、これまで以上に、医療機能の集約化や医療機関相互の役割分担を推進し、限られた医療資源を有効に活用していく必要があります。このため、県では、将来も持続可能な小児医療体制の確保に向けて、県内を3圏域に分けた「医療提供圏域」の枠組みの中、重篤な救急患者や夜間・休日の救急車の受入などについて、関係者と協議を進めてまいります。 なお、子ども救急電話相談（#8000）を24時間365日体制で実施しており、直接救急外来を受診する前に、看護師等が症状を確認し、「救急車の要請」、「医療機関の受診」、「自宅での経過観察」などの適切な助言を行うことで、保護者の負担・不安軽減等を図ってまいります。 |
| 57 | 政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県 施策（3）児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援 | ヤングケアラーの状況にあることそのものの解消を目指すべきであることから、主な取組⑤について、以下のように下線部を追加し、取消線部分を削除してはどうか。 ・政策13 施策(3) 主な取組⑤ ヤングケアラーを支援解消するため、関係機関と連携して認知度の向上と理解促進に取り組むほか、相談支援体制を充実させ、対象者を早期に発見し、教育機会の確保などにより、その心身の健やかな成長及び発達を支援します。 | 令和3年12月制定の「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第4条第3項において、「県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を有する年齢であることに鑑み、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう配慮する」と規定され、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐことが重要と考えております。 このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |
| 58 | 政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会 施策（2）女性が輝く社会の実現 | 社会参画の促進は、性に関わらず促進すべきであり、女性に限定した表現にすべきではないことから、施策名及び主な取組②について、以下のよう に下線部を追加し、取消線部分を削除してはどうか。 ・施策(2) <u>女性が性に関わらずともに輝く社会の実現</u> 主な取組② <u>女性が性に関わらずともに個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できるよう、政策方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性人材や女性リーダーの育成に取り組めます。</u> | ご意見のとおり、社会参画の促進は性別に関わらず必要と考えており、「政策14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会」により、多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会の実現に向けて取り組むことを掲げております。 しかしながら、本県においては、政策方針決定過程への女性の参画が未だ不十分な分野があることや、管理的職業従事者に占める女性割合が全国平均を下回って非常に低く、まずはこの課題への対応を図る必要がありますことから、計画（案）の当該記述につきましては、原案どおりとさせていただきます。 |
| 59 | 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 施策（2）外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実 | 外国人材の確保にあたっては、国の方針に従いながら、県民と外国人がともに安心して暮らすことのできる、秩序ある社会の構築をすすめていただきたい。 | ご意見につきましては、「政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」の「施策（2） 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実」における主な取組④に記載のとおり、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、社会のルールの啓発や生活に必要な日本語の習得支援等により、外国人が日本人と良好な関係を構築し、地域に溶け込める環境づくりを推進してまいります。 |
| 60 | 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 施策（2）外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実 | 人手不足が見込まれる中で、外国人材の確保に取り組むことは必要だと思われるが、確保と併せて、共生に向けた地域社会とのルール整備も必要だと思われるため、環境整備にも取り組んでいただきたい。 | ご意見につきましては、「政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」の「施策（2） 外国「人財」が共に安心して生活できる環境の充実」における主な取組④に記載のとおり、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、社会のルールの啓発や生活に必要な日本語の習得支援等により、外国人が日本人と良好な関係を構築し、地域に溶け込める環境づくりを推進してまいります。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--------------------------------|---|---|
| 61 | 政策15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会 | 日本人が外国で働く・留学する・移住する際には、各国の制度や風習、言語を必死で勉強していくのに、外国人にここまで税金を使って面倒みる必要はなく、政策15については全て削除していただきたい。 | 新しい県総合計画におきましては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた更なるチャレンジを続けていくため、特に重点的に進める3つの取組の1つに、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて「多様な人財が活躍できる社会の実現」を掲げております。 その実現に向けては、社会経済活動の担い手として期待される外国人の活躍は欠かせないものであることから、新たな政策として「外国人財に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会」を位置付け、外国人が共に活躍できる就労環境の充実や、外国人が共に安心して生活できる環境の充実に取り組んでまいります。 このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |

【第3部 基本計画 IV「新しい夢・希望」へのチャレンジ】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|--|---|
| 62 | 政策16 魅力発信No.1プロジェクト 施策（2）県民総「茨城大好き！」計画 | 民間企業が行った「ご当地県への愛着ランキング」によれば、茨城県は46位となっている。今後は人口流出を抑制するため、郷土愛の醸成やシビックプライドの向上という観点から、インナープロモーションにも力を入れていく必要があるのではないか。 | ご意見につきましては、「政策16 魅力発信No.1プロジェクト」の「施策（2）県民総「茨城大好き！」計画」における主な取組①に記載のとおり、県民が茨城に誇りを持つとともに、国内外において茨城のファンを拡大させることが重要であり、SNS等を活用し、特に若い世代や子育て世代を意識した写真や動画等のコンテンツなど、茨城の魅力を配信することとしており、より積極的に情報発信を進めるため、ご意見を踏まえ、「積極的に発信します」と修正いたします。 |
| 63 | 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 今後の課題 | 茨城県の特長として、自然の豊かさが総合計画のなかでも示されている。この自然そのものの保全がされなければ、観光資源としても、その価値を失ってしまうことから、政策17における「今後の課題」について、下線部を追加してはどうか。 本県の強みである自然の豊かさを保全し、「花絶景」や「体験」を活かしたブランディングの推進など、観光資源を最大限に活用し、若年層やファミリー層をターゲットにした観光プランの開発など、地域経済の活性化と人口減少対策を両立させる観光戦略が求められています。 | ご意見につきまして、「花絶景」や「体験」を活かした取組を推進するためには、自然の豊かさを保全することも前提としていることから、計画（案）は原案どおりとしておりますが、今後事業に取り組むうえでは、関係各所と連携して自然の豊かさの保全にも取り組んでまいります。 |
| 64 | 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策（1）稼げる観光地域の創出 | グルメを目的として茨城県へ旅行するインセンティブが薄いと感じる。県内各所で食の魅力向上に取り組んでいると思うが、現状、他の観光地に比べて見劣りしてしまう。その点、シン・いばらきメシの企画は、味が良く、メニューの内容も地域の特性を反映したものであり反響も大きかったと聞くので、毎年規模を拡大して欲しい。 また、茨城県は都心からアクセスが良いため、日帰りが多いと思うが、来県客を宿泊させて滞在時間を伸ばすことも重要と思う。酒蔵数が関東有数なので地酒を軸としたPRや、大洗ホテルなどホスピタリティの高い宿泊地の知名度向上で宿泊需要を増やして欲しい。 | シン・いばらきメシ総選挙については、2026年10月に第2回を開催予定であり、茨城県を代表する新たなご当地グルメの誕生に向け、エントリーグルメやイベント内容をさらに磨きをかけるべく開催準備を進めているところです。 総選挙開催後の取組も含めて、「シン・いばらきメシ」の一層の認知拡大に向けて、効果的な企画となるよう検討してまいります。 また、「政策17 ビジット茨城～新観光創生～」の「施策（1）稼げる観光地域の創出」における主な取組④に記載のとおり、地酒をはじめとする本県が誇る「食」の魅力等を観光にも活かし、滞在時間の延長を図ってまいります。 さらに、「政策17 ビジット茨城～新観光創生～」の「施策（1）稼げる観光地域の創出」における主な取組①に記載のとおり、ホームページやSNS等による情報発信をするなど、宿泊施設の知名度向上も図りながら、宿泊観光の促進に取り組んでまいります。 |
| 65 | 政策17 ビジット茨城～新観光創生～ 施策（1）稼げる観光地域の創出 | 霞ヶ浦流域を軸に、筑波山・鹿島・涸沼・水戸方面など広域観光資源を結びつけることで、滞在型観光の促進やインバウンド誘客の強化にもつながる可能性があることから、霞ヶ浦流域を活用した宿泊型観光産業の創出を位置付けていただきたい。 | ご意見につきまして、滞在型観光の促進やインバウンド誘客は、霞ヶ浦流域だけではなく県内全域で促進するべきものであることから、計画（案）につきましては、原案どおりとしておりますが、今後も観光施策の強化に取り組んでまいります。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|--|--|
| 66 | 政策17 ビジット茨城 ～新観光創生～ 施策（1）稼げる観光地域の創出 | アウトドア体験として活用できる環境は、地域を限定的にとらえるのではなく、県全体における活用とすべきであることから、政策17 施策(1)の主な取組③について、取消線部を削除してはどうか。 ・政策17 施策(1) 主な取組③ 地域ごとの観光資源を活かすため、ひたちなか・大洗における海浜リゾート、筑波山・霞ヶ浦におけるスポーツ体験、 県北地域 におけるアウトドア体験等、自然を活かした魅力ある観光地域づくりに取り組みます。 | ご意見につきましては、「地域ごとの観光資源を活かすため」という前置きのもと、各地域の観光資源を例示しているものであることから、計画は修正いたしませんでしたが、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。 なお、県北地域は、里山の特性を活かしたサイクリングコースやトレイルコースを整備し、これらを活用した大規模イベントを開催しておりますほか、周辺にはキャンプ施設なども数多く点在するなど、県内他地域の屋外活動とは異なるアウトドア体験が可能な地域であることから、県といたしましては、アウトドアを県北地域の主要なセールスポイントの一つとして、引き続き他地域との差別化を図ってまいります。 |
| 67 | 政策17 ビジット茨城 ～新観光創生～ 施策（1）稼げる観光地域の創出 | 豊かな自然の活用にあたっては、スポーツやレジャーだけでなく、自然そのものも対象にすべきであり、体験を通じた情操教育。環境教育にも貢献すると考えられることから、政策17 施策(1)の主な取組④について、下線部を追加してはどうか。 ・政策17 施策(1) 主な取組④ 本県の強みを活かし、他地域と差別化した観光地域づくりを進めるため、豊かな自然を活用したスポーツ・アウトドアレジャーや自然体験、本県が誇る「食」の魅力等を活かした体験型観光を推進します。 | ご意見につきまして、体験型観光の中には自然体験も内包されていることから、計画（案）の当該取組は原案どおりとしておりますが、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。 |
| 68 | 政策17 ビジット茨城 ～新観光創生～ 施策（1）稼げる観光地域の創出 | シン・いばらきメシ総選挙について、規模を拡大して開催しても良いのではないかと。 また、茨城デスティネーションキャンペーンも良い成果が出ており、これを契機に茨城の観光をもっと盛り上げていってほしい。 | シン・いばらきメシ総選挙については、2026年10月に第2回を開催予定であり、茨城県を代表する新たなご当地グルメの誕生に向け、エントリーグルメやイベント内容をさらに磨きをかけるべく開催準備を進めているところです。 総選挙開催後の取組も含めて、「シン・いばらきメシ」の一層の認知拡大に向けて、効果的な企画となるよう検討してまいります。 また、茨城デスティネーションキャンペーンでは、期間中の観光消費額及び延べ入込客数が過去最高となるなど、本県観光が飛躍する確かな手応えを得たところであり、これらの成果を一過性のものとせず、国内外の観光需要を効果的に取り込むため、観光コンテンツの差別化や、本県観光のイメージ形成・ブランディングを推進することにより、「稼げる観光地域づくり」を促進してまいります。 |
| 69 | 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策（1）若者に魅力ある働く場づくり | 計画における取組や令和8年度当初予算でも、新産業（コンテンツ産業等）の育成に取り組んでいくとのことだが、若い世代が地元である茨城県に定着していくためには、若い世代が魅力を感じる新しい雇用の場が必要と考える。 政策18にあるように、世界的にも中長期的な成長が見込まれるアニメやeスポーツなどのコンテンツ産業の振興に向けて、県が主体的に取り組む姿勢を大いに評価する。産官学が連携した特色ある教育プログラムの展開や、クリエイティブな企業・人材の集積を図ることで、若者の多様な夢を叶える産業基盤の育成に取り組んでいただきたい。 | ご意見につきましては、「政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城」の「施策（1）若者に魅力ある働く場づくり」における主な取組④に記載のとおり、アニメやeスポーツなどのコンテンツ産業について、産官学が連携した特色ある教育の展開と働く場の確保等に取り組み、創造性のある新産業を創出・育成してまいります。 |
| 70 | 政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城 施策（3）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術 | より幅広く学ぶ機会を確保するため、具体的施策を明記すべきであることから、政策18 施策(3)の主な取組⑤について、下線部を追加してはどうか。 ・政策18 施策(3) 主な取組⑤ 県民が本県の歴史や文化芸術、自然環境について学ぶ機会を確保するため、 <u>観察会・学習会などの開催を推進し、</u> 県立博物館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。 | ご意見につきましては、より幅広く学ぶ機会を確保する観点で重要であるため、「政策18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城」の「施策（3）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術」における主な取組⑤に、「観察会・学習会などの開催を推進し、」を追加しました。 |
| 71 | 政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 施策（2）スマート自治体の実現に向けた取組の推進 | DXの推進については、業務効率化や住民サービス向上の観点から大変重要な取組であり、今後、市町村の状況に応じた支援や情報共有が一層進むことを期待している。 | デジタル技術を積極的に活用し県民サービスの向上を図るため、市町村の状況に応じた支援や情報共有を行いながら、市町村の行政手続のオンライン化・業務効率化等を推進してまいります。 |

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--|--|--|
| 72 | 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（1）未来の交通ネットワークの整備 | J R高萩駅について留置線を整備したうえで、日本加工製紙高萩工場専用線跡地を活用し、信号機の整備、草刈りなどの環境整備を行い、回送車両基地又は車両センターを建設することについて、県から国土交通省に要望してほしい。 | ご意見につきましては、「政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち」の「施策（1）未来の交通ネットワークの整備」における主な取組⑤において、J R常磐線の輸送力増強に向けた検討を促進することとしております。いただいたご意見は、今後の関係者との検討にあたり参考とさせていただきます。 |
| 73 | 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（1）未来の交通ネットワークの整備 | つくばエクスプレスの土浦延伸は、事業計画素案によれば、2045年を開業目標とされており、延伸による常磐線沿線地域への東京圏の活力の波及効果は期待したいところだが、高齢化及び若年層の人口流出が著しい県北地域としては早急に対応が必要と感じている。 そのため、J R常磐線の輸送力増強に向けた検討について、特に、現在の特急列車の利便性向上（勝田以北への便数増）も県北地域の活性化につながると思われるため、是非力を入れていただきたい。 | ご意見につきましては、「政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち」の「施策（1）未来の交通ネットワークの整備」における主な取組⑤において、J R常磐線の輸送力増強に向けた検討を促進することとしております。いただいたご意見は、今後の関係者との検討にあたり参考とさせていただきます。 |
| 74 | 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（1）未来の交通ネットワークの整備 | 霞ヶ浦水上交通を交通ネットワークの一要素として位置付けることで、観光振興のみならず、通勤・通学・通院など日常の移動手段、さらには災害時の代替交通手段としての可能性も広がると考えられることから、霞ヶ浦水上交通を将来の交通ネットワークの一要素として明記していただきたい。 | ご意見をいただきました霞ヶ浦水上交通を将来の交通ネットワークの一要素として位置付けることについては、地域住民の生活交通の面や、また、地域活性化・観光振興の面から重要な要素と考えます。 一方で、本県においても人口減少や運転士不足等の影響により地域交通を取り巻く環境が益々厳しくなるなか、将来にわたって持続可能な移動手段を維持・確保していくためには、地域の移動ニーズや事業の採算性等を踏まえ、交通サービスの導入について検討する必要があることから、まずは、地域住民や交通事業者等で構成される市町村の地域交通会議等において共有させていただければと考えております。 このため、計画（案）の当該記述については、原案どおりとさせていただきますが、ご意見につきましては、今後、事業に取り組む上で参考とさせていただきます。 |
| 75 | 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（1）未来の交通ネットワークの整備 | 茨城空港将来ビジョンを踏まえ、首都圏第3の空港としてより一層の利用促進や利便性の向上に期待したい。 | ご意見につきましては、「政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち」の「施策（1）未来の交通ネットワークの整備」における主な取組⑦に記載のとおり、首都圏第3の空港として茨城のみならず日本の国際・国内航空需要に対応するため、茨城空港の路線の拡充や既存路線の一層の利用促進を図るとともに、旅客や航空会社の利便性の更なる向上に取り組んでまいります。 |
| 76 | 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（2）人にやさしい、魅力あるまちづくり | 常陸太田市内には、国道沿いに新しい店舗がどんどん建っていて、行く人が多い。那珂市でも道の駅の建設が進んでいるが、日常の買い物ができる場所も作ってもらった方が、町に活気が出ていいと思う。日常生活が便利だと人も多く住んでいくと思うので、そういった街づくりを進めてもらいたい。 | 地域づくりを進めていくに当たっては、「第1部 将来構想」の「第3項 地域づくりの基本方向」に記載のとおり、「地域が自主的・主体的に考える地域づくり」などの4つの視点を地域と共有し、地域が中心となった取組を進めてまいります。 また、「政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち」の「施策（2）人にやさしい、魅力あるまちづくり」における主な取組①において、都市機能の集約を進めるとともに複数の地域間の連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）により人・モノ・情報の交流を促進することとしており、今後も引き続き市町村と連携しながら、安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくりを目指してまいります。 |
| 77 | クローズアップ ～茨城県 の挑戦と未来への展望～ 未来への「土台」づくり | 茨城空港が首都圏第3の空港として発展するためには、鉄道アクセスが必須だと考えており、そのためには、スカイアクセス線の延伸がベストと考える。莫大な建設費や所要時間・旅客運賃も問題となるが、前例に捉われない考えで検討を進めてほしい。 | 茨城空港が首都圏第3の空港として役割を担えるよう、引き続き航空ネットワークの拡充や空港機能の強化、アクセスの充実など利便性向上に取り組んでまいります。 なお、つくばエクスプレスについては、2025年2月に公表した事業計画素案に基づき、東京延伸に加え、土浦延伸の実現に向けた取組を進めており、都心部や臨海地域とのアクセス向上、東京圏の活力の県内全域への波及などが期待されていることから、新たな鉄道ネットワーク構築としてTX延伸の実現に向け取り組んでいるところです。茨城空港方面への鉄道ネットワークにつきましては、「2050年頃の茨城の姿」に構想鉄道として記載したところであり、茨城空港を取り巻く総合的な状況の変化などを見極めたうえで議論することとしております。頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |

【第4部 挑戦する県庁への変革】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|---|---|---|
| 78 | 第1章 基本的な考え方 3 基本方針と取組の柱 | 基本姿勢や取組の柱など、全体的に共感できる内容が多くあるが、やはり最終的には「人」が一番大事だと思う。活力があり、県民が日本一幸せな県を実現するためには、そこで働く職員も活力があり、日本一幸せな職員であることを目指して良いと思う。人材育成や働き方改革の推進など様々な取り組みをされているかとは思いますが、より一層力を入れていただければと思う。 | 「第4部 「挑戦する県庁」への変革」の「第2章 「挑戦する県庁」に向けた取組」における「I 挑戦できる体制づくり」において、「政策1 「人財」育成と実行力のある組織づくり」や「政策3 働き方改革の推進」に記載のとおり、幅広い視野を持ち新たな発想で積極的に挑戦できる「人財」の育成に取り組むとともに、柔軟な働き方の推進等を通じて、職員が前向きに意欲を持って挑戦できる勤務環境づくりを推進しているところです。いただいたご意見を踏まえ、より一層、職員の人材育成や働き方改革に取り組んでまいります。 |
| 79 | 第2章 「挑戦する県庁」 に向けた取組 I 挑戦できる体制づくり 政策2 スマート自治体の 実現に向けたデジタルト ランスフォーメーション (DX)の推進 | 良く分析され課題の把握も出来ている内容だと思われるが、第4部第2章「I 挑戦できる体制づくり」政策2における県庁DXの推進については、これを扱う人財の育成と並行して推進してほしい。 | 県庁DXの推進に当たっては、「政策2 スマート自治体の実現に向けたデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」に記載のとおり、職員の意識改革に取り組むとともに、現場の実態に沿ってデジタル技術の導入を進めることができる人財の育成に取り組んでまいります。 |
| 80 | 第2章 「挑戦する県庁」 に向けた取組 I 挑戦できる体制づくり 政策2 スマート自治体の 実現に向けたデジタルト ランスフォーメーション (DX)の推進 | 近年、情報漏洩や個人情報紛失事案が多く見受けられる。県庁DXが進むことで、利用者の利便性が向上しているのはありがたいが、情報漏洩等には十分留意してほしい。 また、県警や教育庁においても、更なるDX化を進めていくべき。 | 情報セキュリティ事案の発生抑制のため、システム上の対応及び注意喚起、研修等を実施しており、引き続き適切に取り組んでまいります。 また、県警察では、これまで、警察行政手続のオンライン化、運転免許関係手続に係る手数料支払のキャッシュレス化等、ICTを活用した様々な業務改革を進めてまいりました。今後も引き続き、ICTを活用した業務改革を推進し、警察行政の利便性の更なる向上を図ってまいります。 さらに、教育庁では、生徒の成績情報等の個人情報を安全かつ効率的に扱える「統合型校務支援システム」を運用しており、生徒の個人情報を教員のPCに保存しなくても校務を行える体制を整備しています。今後、同システムのクラウド化を図り、教員がいつでもどこでも、安全かつ電子的に校務を行える体制を整備し、校務のDXを進めてまいります。 |

【その他（計画全体に関する内容）】

| No. | 意見該当箇所 | 意見の要旨 | 意見への対応 |
|-----|--------|--|--|
| 81 | 全体 | 前回計画から継続して大規模な取組は、県央以南で実施・推進される印象があり、県北地域が取り残されないような施策の推進を期待したい。 | 県北地域の特性を最大限に活かし、他地域にはない強みを活かした「差別化」をさらに進めることで、県北地域が「活力があり、持続可能な地域」となることを目指してまいります。 |